

あなたの
アートイベントを応援します！

大分県民芸術文化祭 企画募集

大分県民芸術文化祭実行委員会では、毎年10・11月に県内で開催される文化行事で、
芸術文化祭事業として実施を希望する企画を募集します。
採択された企画については、実行委員会が経費の一部を負担します。

募集の対象となる行事 (詳しくは裏面をご覧ください)

当該回(募集年度) ① ジャンル別行事 ② 人材育成行事 ③ 地域文化行事
次回(上記の翌年) ① 開幕行事 ② 閉幕行事

※開幕行事 iichiko グランシアタ / 閉幕行事 iichiko グランシアタ・
iichiko 音の泉ホールを仮予約します。日程は事務局にご確認ください。
その他の会場をご使用の場合は主催者で確保してください。

採択された企画に対し、経費の一部を負担する
ほか、実行委員会で作成する総合プログラムや
ホームページで紹介。年度末には記録集を作成し
ます。

なお、主催者には実行委員会から印刷物に指定
の記載をお願いしています。

詳しくは、採択結果通知の際、主催団体にお知ら
せします。

文化祭行事の条件

- ①原則として10月1日から11月30日に
大分県内で開催する芸術文化行事
- ②活動の主体が大分県内にあること
- ③営利を主たる目的としないこと
- ④政治的・宗教的目的を有しないもの
- ⑤公序良俗に反するものでないこと

県民芸術文化祭開催要綱による

募集期間 募集開始日から4月21日(メール・FAX・郵便到着日)

申込用紙 本パンフ中面。文化祭HPからダウンロードできます。

提出 メール・FAX・郵送で事務局までお送りください。

採択結果 6月初め～中旬に文書でお知らせします。

ご不明な点は事務局にお問い合わせください。

文化祭実行委員会の後援をご希望の方は「参加行事募集」QRコードをご覧ください。



「参加行事募集」
QRコード

大分県民芸術文化祭実行委員会

〒870-0029 大分市高砂町2-33・B1F NPO 法人大分県芸振内
TEL 097-536-0522 FAX 097-536-6188 Email info@geishin.jp



負担金を受けようとする行事の内容・負担率

文化祭行事区分	行事内容	負担率	※限度額／行事
開幕行事	文化祭の開幕を飾るイベント	負担対象経費の 5分の4以内	予算の範囲内
閉幕行事	文化祭の閉幕を飾るイベント	負担対象経費の 2分の1以内	100万円
県美展	長い歴史と実績をもつ 文化祭の中心的イベント	負担対象経費の 2分の1以内	100万円
ジャンル別行事	分野ごとの鑑賞機会の提供や練習成果の発表となる行事	負担対象経費の 2分の1以内	40万円
人材育成行事	若者(40才以下)を中心とする団体が主催する入場無料の行事。	負担対象経費の 3分の2以内	30万円
	若者(40才以下)を中心とする団体が主催する行事。文化活動の底辺の拡大や技量の向上を目的とする行事。	負担対象経費の 2分の1以内	30万円
地域文化行事	市町村や地域の文化団体等の地域文化の活性化のために行うイベントや地域固有の文化・伝統文化の鑑賞機会の提供、活動成果の発表	負担対象経費の 2分の1以内	60万円

1 負担金の交付を受けようとする文化祭行事に対して、国、地方公共団体の補助金等の交付を受けるときは、当該文化祭行事に係る負担対象経費から当該交付を受けた補助金等の額を控除した額を、負担対象経費とみなす。

2 前1に定める補助金等を交付する地方公共団体が大分県であるときは、この負担金を交付しないこととする。ただし、実行委員会が特に必要と認めるときは、前1に定めるところにより、負担金を交付することとする。

※ 限度額は上限額です。この額を負担するというものではありません。

負担金の対象となる経費

出演料又は借上料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、出演料、展示品等借上料、会場借上料、その他
音楽・文芸費	作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアノ料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、その他
設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬料、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費、その他
謝金・旅費・通信費	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・警備賃金、出演者等交通費、出演者等宿泊費、通信連絡費、講演講師謝金、調査旅費、出演交渉旅費、その他
広報費・印刷費	広告宣伝費、立看板費、ポスター・チラシ・プログラム印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料印刷費、図録印刷費、入場料販売手数料、その他
記録費	録画費、録音費、写真代、記録ビデオ作成費、記録活動に必要な消耗品の購入等
保険料	催事保険料、楽器等運送保険料等、衛生費
その他	会長が特に認めるもの

負担対象経費に含まれないもの ・ 飲食等の経費 ・ 主催団体の会員への謝金